

【例】 ※異動前

(2024.04)
様式 第11号一(1)

共済会受付日付印

加入者異動届

一般財団法人 岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会 理事長 様

申込日 2024年 04月 01日

施設・団体番号	0 8 8 8
共済契約者又は施設等 所在地 名称 代表者名等 電話番号	多治見市南濃1-2-3 社会福祉法人ケアハウス福祉 施設長 東濃 共済 TEL0572-33-1234
担当者 : 東濃 太郎	

施設
長印

下記のとおり届け出ます。

必ず押印してください

※異動前施設のみ記入 会員番号	0 0 7 2	フリガナ 会員氏名	オオガキ ハルコ 大垣 春子	本人 印
--------------------	---------	--------------	-------------------	---------

異動前施設

異動後の「施設番号・施設名」は電子申請システム
利用マニュアル(最終頁)を参照ください

異動後施設団体番号	0999	異動後施設団体名	岐阜共済
異動年月	20 24 年 03 月	加入年月日(西暦)	2000 年 04 月 01 日
生年月日(西暦)	1980 年 08 月 01 日	自助年金加入	<input type="checkbox"/> 加入 <input checked="" type="checkbox"/> 未加入

異動後施設

異動年月は、掛金の最終支払月を入力してください

異動前施設団体番号		異動前施設団体名	
異動年月	20 年 月	職種(職種コード)	()
掛金区分	<input type="checkbox"/> 通常掛金 <input type="checkbox"/> 2倍掛金 <input type="checkbox"/> 1/2掛金	雇用区分	正規
標準給与月額 (注意事項③参照)	円	自助年金加入	<input type="checkbox"/> 加入継続 <input type="checkbox"/> 脱退

【注意事項】

- ① 会員が共済会に加入している別の施設団体へ異動を希望した場合、異動前後で異動年月に1カ月も間がない場合は会員継続異動ができます。
※異動前後の異動年月に間がある場合は異動できません。(退会・加入届必要)
- ② この届は、異動前後の施設団体でそれぞれ別々に作成し、異動前の施設団体は異動年月の翌月の10日、異動後の施設団体は異動年月の当月の10日必着で共済会へ提出してください。
- ③ 年度途中の異動により標準給与月額が増減した場合でも、当年度認定した標準給与月額・掛金額は翌年3月までは変更できません。但し、掛金区分は変更ができます。
※掛金区分を変更した場合のみ掛金額が変更になります。
- ④ 掛金区分・雇用区分・職種を変更する場合の加入者変更届は必要ありません。
- ⑤ 異動に伴い掛金区分変更する場合は、各掛金区分に加入できる条件を確認してください。
※非正規職員(2024年4月1日以降加入者のみ変更可能)に変更の場合は、確認できる雇用契約書等を添付してください。
- ⑥ 記入後コピーして、事業所控えとして保存してください。

<個人情報の取扱いに関する注意事項>

申請者にかかわる個人情報は、申請事項業務及びこれに付帯する業務の範囲内で利用されます。

【例】 ※異動後

(2024. 04)
様式 第 1 1 号 - (1)

異動において、掛金区分、雇用区分、職種変更する
場合、加入者変更届の提出は必要ありません

加入者異動届

一般財団法人 岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会 理事長 様

申込日 2024年 04月 01日

施設・団体番号	0 9 9 9
共済契約者又は施設等 所在地 名称 代表者名等 電話番号	岐阜市下奈良 2-2-1 特別養護老人ホーム 岐阜共済 施設長 共済太郎 TEL058-201-1592
担当者	共済 太郎

下記のとおり届け出ます。

必ず押印してください

※異動前施設のみ記入		フリガナ	オオガキ ハルコ	本人印
会員番号		会員氏名	大垣 春子	

異動前施設

異動後施設団体番号		異動後施設団体名	
異動年月	20 年 月	加入年月日 (西暦)	年 月 日
生年月日 (西暦)	年 月	自助年金加入	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入

異動後施設

異動前の「施設番号・施設名」は電子申請システム
利用マニュアル(最終頁)を参照ください

異動前施設団体番号	0888	異動前施設団体名	ケアハウス福祉
異動年月	20 24 年 04 月	職種 (職種コード)	介護職員 (04)
掛金区分	<input checked="" type="checkbox"/> 通常掛金 <input type="checkbox"/> 2倍掛金 <input type="checkbox"/> 1/2掛金	雇用区分	正規
標準給与月額 (注意事項③参照)	180,000 円	自助年金加入	<input type="checkbox"/> 加入継続 <input type="checkbox"/> 脱退

異動年月は、最初の掛金を納める月を入力してください

【注意事項】

- ① 会員が共済会に加入している別の施設団体へ異動を希望した場合、異動前後で異動年月に1カ月も間がない場合は会員継続異動ができます。
※異動前後の異動年月に間がある場合は異動できません。(退会・加入届必要)
- ② この届は、異動前後の施設団体でそれぞれ別々に作成し、異動前の施設団体は異動年月の翌月の10日、異動後の施設団体は異動年月の当月の10日必着で共済会へ提出してください。
- ③ 年度途中の異動により標準給与月額が増減した場合でも、当年度認定した標準給与月額・掛金額は翌年3月までは変更できません。但し、掛金区分は変更ができます。
※掛金区分を変更した場合のみ掛金額が変更になります。
- ④ 掛金区分・雇用区分・職種を変更する場合の加入者変更届は必要ありません。
- ⑤ 異動に伴い掛金区分変更する場合は、各掛金区分に加入できる条件を確認してください。
※非正規職員(2024年4月1日以降加入者のみ変更可能)に変更の場合は、確認できる雇用契約書等を添付してください。
- ⑥ 記入後コピーして、事業所控えとして保存してください。

<個人情報の取扱いに関する注意事項>

申請者にかかわる個人情報は、申請事項業務及びこれに付帯する業務の範囲内で利用されます。